別添５

放課後児童支援員等研修事業実施要綱

Ⅰ　放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）

１　趣旨・目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第３項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために実施するものである。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第３項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（令和７年１月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知。以下、「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

２　実施主体

認定資格研修の実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市（以下、「都道府県等」という。）とする。

ただし、都道府県は、認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村（特別区を含む。以下同じ。）、民間団体等に事業の一部を委託することができる。また、指定都市及び中核市（以下、「指定都市等」という。）は、認定資格研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の一部を委託することができる。

３　実施内容

（１）研修対象者

基準第10条第３項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

（２）定員

１回の認定資格研修の定員は、おおむね100名程度までとする。

ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね100名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。

（３）研修項目・科目及び研修時間数（24 時間）等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加して実施しても差し支えない。

ア　実施方法

対面での実施に加えて、オンライン会議システム（双方向でのコミュニケーションが図られるよう必要な措置を講じたものに限る。）や、一部科目についてオンデマンド配信を併用する等の方法により効果的に実施し、受講者の負担を軽減できる方法を検討すること。

イ　授業形態

授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるよう工夫しながら実施するものとする。なお、オンライン会議システム、オンデマンド配信等を活用する場合は、以下の点に留意すること。

・受講者の特定、管理（なりすまし行為の防止措置）
・定められた時間数の受講管理（早送りの防止措置）
・パソコン等のカメラから離れると、動画が停止することや、エラーメッセージが出る等の受講状況の管理（ながら受講の防止措置）

ウ　講師の選定等

講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。また、講義資料については、シラバスに記載の内容となっているか、実施主体（もしくは、受託した事業者）において確認に努めること。

（４）研修期間等

１回の認定資格研修については、原則として２～３か月以内で実施するものとする。ただし、都道府県等の実情に応じて２期に分けて実施するなど６か月の範囲内で実施しても差し支えない。

また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するものとする。

（５）研修の教材

認定資格研修の教材は、運営指針及び同指針に対応した「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用を必須とする。なお、上記に加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能とする。

（６）科目の一部免除

都道府県等は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。

ア　基準第 10 条第３項第１号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「２－④　こどもの発達理解」、「２－⑤　児童期（６歳～12 歳）の生活と発達」、「２－⑥　障害のあるこどもの理解」、「２－⑦　特に配慮を必要とするこどもの理解」

イ　基準第 10 条第３項第２号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「２－⑥　障害のあるこどもの理解」、「２－⑦　特に配慮を必要とするこどもの理解」

ウ　基準第 10 条第３項第４号に規定する免許状を有する者

別紙の「２－④　こどもの発達理解」、「２－⑤　児童期（６歳～12 歳）の生活と発達」

（７）既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県等は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第１号）を発行することができるものとする。

（８）修了評価

認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要がある。都道府県等は、例えば、１日単位でレポート又はチェックシートを提出させる、科目ごとの確認テストを行うなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

具体的には、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことが想定される。

授業形態としてオンデマンド配信を活用する場合は、受講状況の管理と併せて、科目ごとに確認テストを行うことが望ましい。また、オンデマンド配信の場合の確認テストは、科目ごとに数問程度用意した上で、オンデマンド教材を視聴した後に実施するものとすること。この際、内容が理解できるまで何度も受けることができるようにする等の工夫が考えられる。

なお、オンデマンド配信の実施如何を問わず、レポート又はチェックシート、確認テストを実施する場合であっても、その結果のみをもって、科目履修の可否を決定することは想定していないことに留意すること。

４　実施手続

（１）受講の申込み及び受講資格等の確認

ア　受講の申込み及び受講資格の確認

都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、受講希望者が希望する認定資格研修の実施主体である都道府県等に受講申込書を提出させるものとする。

ただし、都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。その際、基準第 10 条第３項の各号等のいずれかに該当するかの確認

を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第 10 条第３項第９号及び第 10 号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの分かる資料を添付させるなどの方法により行うこと。なお、受講者が５の（４）ア～エのいずれかに該当する者や、他の都道府県において認定が取り消された者であると認められる場合には、都道府県等は関係する市町村と協議のうえ、受講の適否を検討すること。

イ　受講者本人の確認

都道府県等は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、マイナンバーカード、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提示させる等により、本人確認を行うものとする。

なお、受講資格や本人の確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等にあらかじめ、証明書の提出・提示の方法等についての必要な情報を事前に周知する必要がある。

（２）受講場所

認定資格研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県等で、それ以外の者は現住所地の都道府県等で受講するものとする。

（３）修了の認定・修了証の交付

都道府県等は、基準第１０条第３項の各号のいずれかに該当し、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」［賞状形式及び携帯用形式］（様式第２号）を都道府県知事名、指定都市市長名又は中核市市長名で交付するものとする。なお、基準第 10 条第３項各号のいずれかに該当する見込みの者が研修を修了した場合、都道府県等は、当該者が基準第 10 条第３項各号のいずれかに該当したことを確認した後、修了証を発行する。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

５　認定等事務

（１）認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「○○都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。

指定都市等は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「○○市放課後児童支援員認定者名簿」を作成し、所在の都道府県に速やかに報告するものと

する。報告を受けた都道府県は、上記の「○○都道府県放課後児童支援員認定者名簿」に指定都市等から報告された「○○市放課後児童支援員認定者名簿」の内容を反映させ、指定都市等が「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者も含めて管理するものとする。

（２）認定者名簿の管理

都道府県等は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

（３）修了証の再交付等

都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じたこと、又は修了証を紛失（又は汚損）したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。また、指定都市等においては、変更内容等を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。

（４）認定の取消

都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができるものとする。また、指定都市等においては、当該者を認定者名簿から削除した場合には、その旨を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。

ア　虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合

イ　虐待等の禁止（基準第 12 条）に違反した場合

ウ　秘密保持義務（基準第 16 条第１項）に違反した場合

エ　その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合　など

6　留意事項

（１）都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めること。特に、指定都市等が所在する都道府県においては、都道府県と指定都市等の間で研修実施について十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないよう、地域の実情に応じた適切な対応をすること。

（２）都道府県等又は本事業の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

7　研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

8　費用の補助

国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定める

ところにより補助するものとする。

9　留意事項

令和６年度まで使用していた科目名（「子ども」と表記するもの）を継続して使用しても差し支えない。

（様式第１号：用紙規格は日本産業規格Ａ４縦型）

第〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏　　名

年　　月　　日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第３項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

〇研修科目名：

年　　月　　日

都道府県知事名、指定都市市長名又は中核市市長名

（様式第２号－①：用紙規格は日本産業規格Ａ４縦型）

第〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏　　名

年　　月　　日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第３項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日　　年　　月　　日
発行年月日　　年　　月　　日

都道府県知事名、指定都市市長名又は中核市市長名

（様式第２号－②）

第〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
（携帯用）

氏　名

年　月　日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第３項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日　　年　月　日
発行年月日　　年　月　日

都道府県知事名、指定都市市長名又は
中核市市長名

別　紙

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の
項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等

【研修項目・科目と研修時間数（16 科目 24 時間〈90 分×16〉）】

1　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5 時間・90 分×3）
- ①　放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ②　放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③　こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2　こどもを理解するための基礎知識（6.0 時間・90 分×4）
- ④　こどもの発達理解
- ⑤　児童期（６歳～12 歳）の生活と発達
- ⑥　障害のあるこどもの理解
- ⑦　特に配慮を必要とするこどもの理解

3　放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援（4.5 時間・90 分×３）
- ⑧　放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
- ⑨　こどもの遊びの理解と支援
- ⑩　障害のあるこどもの育成支援

4　放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（３時間・90 分×２）
- ⑪　保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫　学校・地域との連携

5　放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（３時間・90 分×２）
- ⑬　こどもの生活面における対応
- ⑭　安全対策・緊急時対応

6　放課後児童支援員として求められる役割・機能（３時間・90 分×２）
- ⑮　放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯　放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

項目名	１　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	１－①　放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。 ○放課後児童健全育成事業の役割について理解している。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。
ポイント	○主に、児童福祉法第６条の３第２項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第５条第１項、放課後児童クラブ運営指針第１章の２及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	○放課後児童健全育成事業の目的及び役割 ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ○放課後児童クラブ運営指針の内容 ・放課後児童クラブ運営指針の役割 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 ○放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	ア　放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 イ　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	○各都道府県・市域の放課後児童健全育成事業の状況を理解することも重要なため、講師は放課後児童健全育成事業の事務を担当する行政担当職員と連携し、教授内容を検討すること。

項目名	１　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	１－②　放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。 ○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。 ○こどもの権利についての基礎を学んでいる。
ポイント	○主に、児童福祉法第 33 条の 10、第 33 条の 11 及び第 33 条の 12、こども基本法第３条、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第５条、第 12 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条、放課後児童クラブ運営指針第１章の３（４）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本とこどもの権利について理解を促す。
主な内容	○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 ○放課後児童クラブの社会的責任 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・こどもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ ○放課後児童クラブにおけるこどもへの虐待等の禁止と予防 ・こどもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・こどもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 ○こどもの権利に関する基礎知識 ・こどもの権利の基礎的理解 ・放課後児童支援員が必要とするこどもの権利に関する法令等
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	１　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	１－③　こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○こども家庭福祉の理念と施策の概要を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連するこども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。
ポイント	○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後児童対策に関する通知等の内容に基づいて学び、こども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主な内容	○こども家庭福祉の理念と施策と子ども・子育て支援新制度の概要 ・こども家庭福祉の理念 ・こども家庭福祉施策の体系と内容 ・子ども・子育て支援新制度の内容 ○障害児福祉施策の概要 ・今日の障害児福祉施策の内容 ・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連 ○児童虐待防止等の施策の概要 ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・社会的養護に関する施策の概要 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策 ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス等）の内容
講師要件	ア　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	２　こどもを理解するための基礎知識
科目名	２－④　こどもの発達理解
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○こどもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 ○育成支援におけるこどもの発達の特徴や発達過程を理解している。 ○こどもの発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	○主に、育成支援に必要なこどもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、こどもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主な内容	○こどもの発達理解の基礎 ・発達の概念 ・発達の時期区分と特徴 ○こどもの遊びや生活と発達 ・こどもの社会性の発達の理解 ・こどもの発達における遊びの大切さ ○こどもの発達理解と育成支援 ・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・こどもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 ○継続的な学習の必要性 ・こどもの理解を深めるために、こどもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	ア　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	２　こどもを理解するための基礎知識
科目名	２－⑤　児童期（６歳～12 歳）の生活と発達
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○児童期の一般的な特徴を学んでいる。 ○児童期の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。 ○児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針第２章１、２及び３の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。
主な内容	○こどもの発達と児童期 ・こどもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等） ・児童期の発達の特徴 ○児童期の発達過程と発達領域 ・おおむね６歳～８歳頃の発達の特徴 ・おおむね９歳～10 歳頃の発達の特徴 ・おおむね 11 歳～12 歳頃の発達の特徴 ○継続的な学習の必要性 ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	ア　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	２　こどもを理解するための基礎知識
科目名	２－⑥　障害のあるこどもの理解
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○障害のあるこどもを理解するための基礎を学んでいる。 ○障害のあるこどもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。 ○障害のあるこどもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	○主に、児童福祉法第４条及び第６条の２の２、障害者基本法（障害者の権利に関する条約などを含む)、発達障害者支援法（発達障害に関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障害のあるこどもや保護者の理解及び障害のあるこどもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。
主な内容	○こどもの障害についての基礎知識 ・障害の概念 ・障害のあるこどもの発達の特徴 ○発達障害についての基礎知識 ・発達障害の定義と障害特性 ・発達障害理解の基礎 ○障害のあるこどもの保護者を理解するための基礎知識 ・障害のあるこどもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・障害のあるこどもの保護者との連携に当たって配慮すること ○障害のあるこどもと保護者を理解するための学習 ・障害のあるこどもに関する専門機関等との連携の必要性 ・障害のあるこどもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	ア　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ　養護教諭
備考	

項目名	２　こどもを理解するための基礎知識
科目名	２－⑦　特に配慮を必要とするこどもの理解
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。 ○特に配慮を必要とするこどものいる家庭の状況について理解している。 ○特に配慮を必要とするこどもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。
ポイント	○主に、児童虐待の防止等に関する法律、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、こども大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とするこどもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。
主な内容	○児童虐待の内容と対応 ・児童虐待の現状と内容 ・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 ○特に配慮を必要とするこどもの理解 ・こどもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 ○特に配慮を必要とするこどもの支援についての理解 ・特に配慮を必要とするこどもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・特に配慮を必要とするこどもに関する学校との連携についての理解 ○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ ・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
講師要件	ア　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ　児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に５年以上従事している児童福祉司 ウ　乳児院又は児童養護施設の長 エ　こども家庭ソーシャルワーカー認定資格を有している者
備考	

項目名	３　放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科目名	３－⑧　放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。 ○こどもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。 ○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針第１章３（１）、（２）、第２章及び第３章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。
主な内容	○放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方 ・こどもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 ○育成支援の内容 ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容 ・育成支援における特に配慮を必要とするこどもへの対応 ○育成支援における記録及び職場内での事例検討 ・育成支援における記録の必要性 ・職場内での情報共有と事例検討の必要性
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等
備考	

項目名	３　放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科目名	３－⑨　こどもの遊びの理解と支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○こどもの生活における遊びの大切さについて理解している。 ○こどもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。 ○こどもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針第２章４、５及び第３章１の内容に基づいて学び、こどもの生活における遊びの大切さ及びこどもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「２－④」及び「２－⑤」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○こどもの遊びと発達 ・こどもの生活における遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴と発達との関わり ○こどもの遊びと仲間関係 ・こどもが自発的に遊びをつくり出すことの理解 ・遊びの中でこども同士の仲間関係を育てることの必要性 ○こどもの遊びと環境 ・遊びにはこどもが安心できる環境が必要であることの理解 ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることの大切さ ○こどもの遊びと放課後児童支援員の関わり ・こどもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性 ・遊びの中でのこども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことの必要性
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ　児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に５年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	○遊びの技術を教授する実技科目ではないことに留意すること。

項目名	３　放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科目名	３－⑩　障害のあるこどもの育成支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○障害のあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む。以下同じ。）の育成支援のあり方について理解している。 ○障害のあるこどもの保護者との連携のあり方について理解している。 ○専門機関等との連携のあり方について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針第３章２、４（２）及び（３）などの内容に基づいて学び、こども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のあるこどもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「２－⑥」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○障害のあるこどもの育成支援と合理的配慮 ・障害のあるこどもの受入れの考え方 ・障害のあるこどもの育成支援に際して留意すること ○障害のあるこどもの保護者との連携 ・家庭の状況の把握と、保護者のこどもへの気持ちを理解することの大切さ ・こどもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでのこどもの生活の見通しをつくることの必要性 ○障害のあるこどもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 ・障害のあるこどもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・障害のあるこどもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ ○専門機関等との連携 ・放課後等デイサービス、児童発達支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ ・専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	４　放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	４－⑪　保護者との連携・協力と相談支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○保護者との連携のあり方について理解している。 ○保護者組織との連携のあり方について理解している。 ○保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 19 条、放課後児童クラブ運営指針第１章３（２）、第３章１（５）⑨及び４の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。
主な内容	○保護者との連携 ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・保護者への連絡の際に配慮すること ○保護者組織との連携 ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 ○保護者からの相談への対応 ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	４　放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	４－⑫　学校・地域との連携
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○学校等との連携の必要性とそのあり方について理解している。 ○保育所、認定こども園、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。 ○地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第５条第３項及び第 20 条、放課後児童クラブ運営指針第５章の内容に基づいて学び、学校や保育所、認定こども園、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。
主な内容	１．学校等との連携 ○こどもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性 ○学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること ○放課後子供教室等との連携 ２．保育所、認定こども園、幼稚園等との連携 ○こどもの発達の連続性を配慮した保育所、認定こども園、幼稚園等との連携の必要性 ○こどもの状況について保育所、認定こども園、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること ３．地域住民や関係機関等との連携 ○こどもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○こどもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携 ４．学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ ○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 ○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	○放課後子供教室等地域学校協働活動については、教育委員会担当者と連携して教授内容を検討すること。

項目名	５　放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	５－⑬　こどもの生活面における対応
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○こどもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。 ○こどもの健康維持のための衛生管理について理解している。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 13 条、放課後児童クラブ運営指針第３章１（５）⑦、第６章１（２）及び２（１）の内容に基づいて学び、こどもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「こどもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。
主な内容	○こどもの健康管理及び情緒の安定 ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 ・こどもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 ○こどもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携 ・保護者とのこどもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・学校とのこどもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 ○衛生管理と衛生指導 ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 ・おやつの提供時の衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのあるこども等への対応 ・食物アレルギーのあるこどもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・救急時（アナフィラキシー、誤嚥事故等）対応の知識
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ　養護教諭 ウ　従事期間が５年以上の栄養士又は管理栄養士 エ　医師 オ　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	５　放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	５－⑭　安全対策・緊急時対応
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。 ○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解している。 ○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第５条第５項、第６条、第６条の２、第６条の３、第 12 条の２、第 13 条及び第 21 条、放課後児童クラブ運営指針第３章１（５）⑧、第６章２（２）、（３）及び（４）の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実際例を活用して行うことが望ましい。
主な内容	○放課後児童クラブにおけるこどもの安全 ・育成支援の際に求められるこどもの安全の考え方 ・安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 ○安全対策及び緊急時対応の内容 ・事故やけがの防止と発生時の対応 ・災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 ○安全対策及び緊急時対応の留意事項 ・安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ　児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に５年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ　当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	○近年の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正や、放課後児童クラブ等における重大事故を踏まえた内容を教授すること。

項目名	６　放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	６－⑮　放課後児童支援員の仕事内容
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。 ○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第７条及び第８条、放課後児童クラブ運営指針第３章、第４章５及び第７章３の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「１－②」、「３－⑧」及び「６－⑯」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○放課後児童支援員の仕事内容 ・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・育成支援を支える職務の内容 ○放課後児童支援員に求められる資質及び技能 ・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 ・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方 ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理 ・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等
備考	

項目名	６　放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	６－⑯　放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。 ○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第５条第２項及び第４項、第 11 条、第 14 条及び第 17 条、放課後児童クラブ運営指針第４章、第７章の１及び２の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「１－②」及び「６－⑮」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○放課後児童クラブの運営管理 ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 ○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ○運営内容の自己評価、第三者評価と公表 ・こどもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価、第三者評価と公表の必要性 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護、性暴力防止等） ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
講師要件	ア　放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ　児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に５年以上従事している児童の遊びを指導する者
備考	

Ⅱ　放課後児童支援員等資質向上研修事業

１　趣旨・目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）第 10 条第１項に規定する放課後児童支援員及び同条第２項に規定する補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るものである。

２　実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、実施主体が資質向上研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部委託することができるものとする。

３　研修対象者

（１）放課後児童健全育成事業実施要綱（令和５年４月 12 日こ成環第５号こども家庭庁成育局長通知）別添１に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。

（２）「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成 27 年３月 31 日文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（以下「放課後子供教室」という。）の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。

４　研修の内容

（１）都道府県が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を市町村と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の運営やこどもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとすること。

なお、オンライン会議システム等を活用する等、効果的な実施を検討する。

＜主な具体例＞

○　こどもの権利

○　こども支援者に求められる倫理
○　障害のあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む）への支援
○　こどもの発達の理解
○　個人情報の取扱いとプライバシー保護
○　保護者との連携と支援
○　家庭における養育状況の理解
○　いじめや虐待への対応
○　学校との連携
○　放課後児童クラブと放課後子供教室の連携
○　実践発表会　など

（2）市町村が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施する。複数の市町村が合同で実施することも可能である。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業所の運営やこどもの育成支援に関する事項について、基礎的な知識や事例、技術等の共有を図ることを目的としたテーマとすること。

なお、放課後児童健全育成事業所に講師が訪問する等の研修効果を高める手法も可能である。

＜主な具体例＞

○　安全指導と安全管理、危機管理
- 安全計画や事業継続計画の策定、見直し
- 救急措置と救急対応（実技研修）
- 防火、防災、防犯の計画と対応
- 事故、けがの予防と事後対応等
- アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応

○　障害のあるこどもや配慮を必要とするこどもを支援するための環境構成
○　おやつや食事の工夫と提供時の衛生、安全
○　放課後児童健全育成事業所における遊びや製作活動、表現活動
○　放課後児童クラブと放課後子供教室、保育所・認定こども園・幼稚園等との連携・交流
○　育成支援に関する記録の書き方と工夫
○　事例検討（ワークショップ形式）　など

5　留意事項

（1）放課後児童健全育成事業における障害のあるこどもの受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛

り込むなど、障害のあるこどもへの対応を行う放課後児童支援員等の資質の向上に努めること。

（２）放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童支援員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

（３）受講者名簿の管理等、研修受講者の受講履歴が確認できるよう必要な記録の整備に配慮すること。

6　研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

7　費用の補助

国は、都道府県又は市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。